

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

- (1) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給与に係る規定を整備する。(第6条第8項、第16条第4項、第19条第2号、第21条第2項、第26条第3項、第27条第3項、付則第6項及び別表第1・2)
- (2) 特定日(60歳に達した日後における最初の4月1日。以下同じ。)以後の給料月額は、当分の間、給料表の給料月額に7割を乗じて得た額(7割相当額)とする。(付則第8項及び付則第9項)
- (3) 役職定年制により降格した職員の給料月額が、降格する前日の給料月額の7割相当額に達しない場合は、当分の間、その差額(役職定年調整額)を支給する。(付則第10項)
- (4) 役職定年調整額を加算した給料月額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員の給料月額は、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と、付則第10項の規定によりその者の受ける給料月額の差額に相当する額を加算した額とする。(付則第11項)
- (5) 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則8項の規定の適用を受ける職員で、付則第10項の適用を受ける職員を除く。)であって、付則第10項の規定を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、付則第10項及び第11項の規定に準じて算出した額に相当する額を加算した額とする。(付則第12項)
- (6) 付則10項又は付則12項の規定を受ける職員以外の付則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、付則第8項の規定により算出した給料月額に、付則第10項から第12項までの規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。(付則第13項)
- (7) 付則第8項の適用を分限処分である「降給」として位置付けるため、職員に対する職員の分限に関する条例(昭和34年7月文京区条例第24号)の読替規定を設ける。(付則第14項)
- (8) 付則第8項から付則第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項等の規定に基づき勤務延長した職員(旧地方公務員法勤務延長職員)には適用しない。(付則第2項)
- (9) 暫定再任用制の導入に伴い、暫定再任用職員の給与に係る規定を整備する。(付則第3項から付則第9項まで)

2 新旧対照表 (議案集 23 ページから 32 ページまで)

(1) 職員の給与に関する条例 (昭和 34 年 7 月文京区条例第 29 号)

改正後 (案)	現行
<p>第一条から第五条まで (略)</p> <p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第六条 第一項から第六項まで (略)</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例 (昭和三十四年七月文京区条例第二十四号) 第五条の二の規定に基づき、<u>その者が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給 (当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給) とする。</u></p> <p>8 <u>法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員</u> (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。) の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、<u>勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第一条から第五条まで (略)</p> <p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第六条 第一項から第六項まで (略)</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例 (昭和三十四年七月文京区条例第二十四号) 第五条の二の規定に基づき、<u>当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給 (当該受けていた号給が職員属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給) とする。</u></p> <p>8 <u>法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員</u> (以下「<u>再任用職員</u>」という。) の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる<u>給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p><u>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</u></p> <p>第六条の三 <u>法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。) の給料月額は、<u>第六条第八項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三</u></p>

<p>第七条から第十五条まで (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第十六条 第一項から第三項まで (略)</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間を割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第十七条及び第十八条 (略)</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第十九条 第十五条第一項、第十六条第一項、第三項及び第五項並びに前二条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。</p> <p>一 (略)</p>	<p><u>項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第七条から第十五条まで (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第十六条 第一項から第三項まで (略)</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間を割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第十七条及び第十八条 (略)</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第十九条 第十五条第一項、第十六条第一項、第三項及び第五項並びに前二条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。</p> <p>一 (略)</p>
---	--

<p>二 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数</p> <p>第二十条及び第二十条の二 (略)</p> <p>(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第二十一条 第一項 (略)</p> <p>2 第十条の二から第十二条まで、第十二条の三、第十四条の二及び第二十八条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十二條から第二十五條の二まで (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十六條 第一項から第二項まで (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十五」とする。</p> <p>第四項及び第五項 (略)</p> <p>第二十六條の二及び第二十六條の三 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十七條 第一項から第二項まで (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十」とする。</p> <p>第四項から第六項まで (略)</p> <p>第二十八條及び第二十九條 (略)</p> <p>付 則</p>	<p>二 <u>再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数</p> <p>第二十条及び第二十条の二 (略)</p> <p>(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第二十一条 第一項 (略)</p> <p>2 第十条の二から第十二条まで、第十二条の三、第十四条の二及び第二十八条の規定は、<u>再任用職員</u>には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十二條から第二十五條の二まで (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十六條 第一項から第二項まで (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十五」とする。</p> <p>第四項及び第五項 (略)</p> <p>第二十六條の二及び第二十六條の三 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十七條 第一項から第二項まで (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十」とする。</p> <p>第四項から第六項まで (略)</p> <p>第二十八條及び第二十九條 (略)</p> <p>付 則</p>
--	---

<p>第一項から第五項まで (略)</p> <p>6 平成十八年三月三十一日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年四月一日以降行政職給料表(二)の適用を受けることとなる<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、<u>第六条第八項の規定により算出した額</u>に一万二千円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 当分の間、<u>職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日(付則第十項において「特定日」という。)以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合にあつては、当該異なる給料月額)に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>一 <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員</u></p> <p>二 <u>医療職給料表(一)の適用を受ける職員</u></p> <p>三 <u>法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により法第二十八条の二第一項に規定する異動期間(法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第二十八条</u></p>	<p>第一項から第五項まで (略)</p> <p>6 平成十八年三月三十一日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年四月一日以降行政職給料表(二)の適用を受けることとなる<u>再任用職員</u>のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、<u>同表の額</u>に一万二千円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。</p> <p>7 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

<p><u>の二第一項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>四 法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p>	
<p><u>10 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第十二項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第八項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第八項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>11 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p>とする。</p> <p>12 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第八項の規定の適用を受ける職員（付則第十項に規定する職員を除く。）に限る。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第八項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>13 <u>付則第十項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の付則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>14 <u>当分の間、付則第八項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第一条の二第二項、第二条第一項及び第四項並びに第五条の二の規定の適用については、同条例第一条の二第二項中「職員」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）付則第八項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第二条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第八項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第八項の規定に</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p>よる降給は、この限りでない」と、同条例 <u>第五条の二中「とする」とあるのは「とす る。ただし、給与条例付則第八項の規定に よる降給は、この限りでない」とする。</u></p> <p>15 <u>付則第八項から前項までに定めるもの のほか、付則第八項及び第十項の規定による 給料月額その他付則第八項から前項までの 規定の施行に関し必要な事項は、人事委員 会が定める。</u></p> <p>別表第一（第5条関係） 行政職給料表 ア 行政職給料表（一）</p>								<p>(新設)</p> <p>別表第一（第5条関係） 行政職給料表 ア 行政職給料表（一）</p>							
職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額	6 級 給 料 月 額	職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額	6 級 給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
---	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考

1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

2 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

イ 行政職給料表（二）

職員の区分	職務の 級号給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務職 員		(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従

再 任 用 職 員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----------------------	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の区分	職務の 級号給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額
再任用職員以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		(略)	(略)	(略)	(略)

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるも

事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第二（第5条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級号給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務職 員		(略)	(略)	(略)

備考

1 この表は、保健所等に勤務する医師、歯科医師等で、人事委員会が定めるものに適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職 務 の 級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額
定年前再任 用短時間勤	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

のに適用する。

別表第二（第5条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級号給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額
再任用職員以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		(略)	(略)	(略)

備考 この表は、保健所等に勤務する医師、歯科医師等で、人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職 務 の 級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

務職員以外の職員															
定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									
備考							備考								
1 この表は、栄養士その他の職員で、人事委員会が定めるものに適用する。							この表は、栄養士その他の職員で、人事委員会が定めるものに適用する。								
2 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。															
ウ 医療職給料表（三）							ウ 医療職給料表（三）								
職員の区分	職務の級号給	1級給料月額	2級給料月額	3級給料月額	4級給料月額	5級給料月額	職員の区分	職務の級号給	1級給料月額	2級給料月額	3級給料月額	4級給料月額	5級給料月額		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
備考							備考								
1 この表は、保健師、看護師その他の職員で、人事委員会が定めるものに適用する。							この表は、保健師、看護師その他の職員で、人事委員会が定めるものに適用する。								
2 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。															
別表第三から別表第五まで （略）							別表第三から別表第五まで （略）								
付 則 (施行期日)															
1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第十一項及び第十二項															

の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第八項から第十五項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例付則第六項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第

四号) 第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする」とする。

5 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年三月文京区条例第四号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)(改正後の条例付則第六項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十六条第四項及び第十九条第二号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用職員」という。)については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十六条第三項の規定を適用する。

8 改正後の条例第二十七条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項

<p>の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>9 <u>職員の給与に関する条例第十条の二から第十二条まで、第十二条の三、第十四条の二及び第二十八条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> <u>（委任）</u></p> <p>10 <u>付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u> <u>（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</u></p> <p>11 <u>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）の一部を次のように改正する。</u> <u>改め文省略（(2)新旧対照表参照）</u></p> <p>12 <u>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年十二月文京区条例第三十号）の一部を次のように改正する。</u> <u>改め文省略（(3) 新旧対照表参照）</u></p> <p>13 <u>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）の一部を次のように改正する。</u> <u>改め文省略（(4) 新旧対照表参照）</u></p>	
---	--

(2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月文京区条例第6号）

改正後（案）	現行
付 則 第一項から第四項まで （略）	付 則 第一項から第四項まで （略）

<p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、<u>施行日以後にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）<u>であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員<u>であって、任用の事情等を考慮して前二項の規定により算出した</u></p>	<p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち<u>施行日以後にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が二級又は七級である再任用職員であって、施行日以後にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成三十一年三月三十一日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する。</u></p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（<u>前項に規定する同一給料表適用特定職員を除く。</u>）<u>について、同項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>7 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員<u>について、任用の事情等を考慮して前二項の規定により給料を支</u></p>
---	---

<p><u>差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。</u>）のうち、<u>施行日以後にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表二級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第五項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>第九項以下 （略）</p>	<p><u>給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける<u>再任用職員に限る。</u>）のうち<u>施行日以後にその者の受ける給料月額が同表二級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第五項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する。</u></p> <p>第九項以下 （略）</p>
--	---

(3) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年12月文京区条例第30号）

改正後（案）	現行
<p>付 則</p> <p>第一項から第四項まで （略）</p> <p>（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え）</p> <p>5 施行日以後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）付則第五項の規定は、同項中「<u>施行日の前日において受けていた給料</u></p>	<p>付 則</p> <p>第一項から第四項まで （略）</p> <p>（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え）</p> <p>5 施行日以後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）付則第五項の規定は、同項中「<u>のうち施行日以後にその者の受ける給</u></p>

<p>月額」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年十二月文京区条例第三十号）の施行の日の前日においてその者が受けていたこの項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額に百分の〇・六一を乗じて得た額を減じて得た額（百円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。）」と読み替えて適用する。</p> <p>第五項（略）</p>	<p>給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額」とあるのは、「のうち施行日以後にその者の受ける給料月額が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年十二月文京区条例第三十号）の施行の日の前日においてその者が受けていたこの項の規定による給料の月額から当該額に百分の〇・六一を乗じて得た額を減じて得た額（百円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。）」と読み替えて適用する。</p> <p>第五項（略）</p>
---	--

(4) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年 3 月文京区条例第 6 号）

改正後（案）	現行
<p>付 則 第一項から第七項まで（略）</p> <p>8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける<u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年地方公務員法改正法」という。）</u>附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「<u>暫定再任用常時勤務職員</u>」という。）及び令和三年地方公務員法改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表二級の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第五項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適</p>	<p>付 則 第一項から第七項まで（略）</p> <p>8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表二級の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第五項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p>

<p>用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額（<u>暫定再任用短時間勤務職員にあっては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）</u>）（<u>改正後の条例附則第六項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額</u>）とする。</p>	
<p><u>9 地方公務員の育児休業等に関する法律</u> （平成三年法律第百十号）<u>第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>10</u> (略)</p>	<p><u>9</u> (略)</p>
<p><u>11</u> (略)</p>	<p><u>10</u> (略)</p>
<p><u>12</u> (略)</p>	<p><u>11</u> (略)</p>
<p><u>13</u> (略)</p>	<p><u>12</u> (略)</p>
<p><u>14</u> 付則<u>第十一項</u>の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受</p>	<p><u>13</u> 付則<u>第十項</u>の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受け</p>

<p>ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p><u>17</u> (略)</p>	<p>る要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p>
--	---

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11項及び付則第12項の規定は、公布の日から施行する。